

青森県報

号外第三十五号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……二

青森県車両保管庫使用規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則……………(防災消防課) ……二

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経 理 課) ……四

訓 令
青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令……………(秘書課) ……七

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令……………(防災消防課) ……七

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令……………(市 振 興 課) ……九

青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令……………(行政経営推進室) ……九

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令……………(工業振興課) ……一〇

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令……………(観光推進課) ……一〇

告 示

青森県報発行規程の一部を改正する規程……………(総務学事課) ……二

議 会

青森県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令……………(総 務 課) ……二

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十六号)の一部を次のように改正する。
各号を次のように改める。

- 一 青森県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号)第四条に規定する「県土整備部(以下「県土整備部」という。)の部長
- 二 県土整備部の参事
- 三 公営企業課長
- 四 県土整備部の総括副参事
- 五 県土整備部の副参事
- 六 県土整備部の総括主幹
- 七 県土整備部の主幹
- 八 岩木川第一発電所長
- 九 岩木川第一発電所次長
- 十 八戸工業用水道管理事務所長
- 十一 八戸工業用水道管理事務所次長

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則（昭和四十二年四月青森県規則第十三号）の一部を次のように改正する。
各号を次のように改める。

- 一 青森県公営企業の設定等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する「県土整備部（以下「県土整備部」という。）の部長
- 二 県土整備部の参事
- 三 公営企業課長
- 四 県土整備部の総括副参事
- 五 県土整備部の副参事
- 六 岩木川第一発電所長
- 七 岩木川第一発電所次長
- 八 八戸工業用水道管理事務所長
- 九 八戸工業用水道管理事務所次長

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則（昭和六十一年四月青森県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「本庁の」の下に「エネルギー総合対策局、」を加え、「公営企業局」を「県土整備部」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県車両保管庫使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県車両保管庫使用規則の一部を改正する規則

青森県車両保管庫使用規則（昭和五十九年九月青森県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「公営企業局」を「県土整備部」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一

部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「部長」の下に、「エネルギー総合対策局長」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五条第一項の表文化観光部の項を削り、同表県土整備部の項の次に次のように加える。

エネルギー総合対策部 エネルギー総合対策局長

第五条第一項の表公営企業部の項を削る。

第六条総務部の項中「青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に、「部設置条例」を「部等設置条例」に改め、同条企画政策部の項から商工労働部の項までの規定中「部設置条例」を「部等設置条例」に改め、同条文化観光部の項を削り、同条農林水産部の項中「部設置条例第一条第七号」を「部等設置条例第二条第六号」に改め、同条県土整備部の項中「部設置条例第二条第八号」を「部等設置条例第二条第七号」に改め、同項の次に次のように加える。
エネルギー総合対策部

部等設置条例第一条第八号に規定するエネルギー総合対策局の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

第六条公営企業部の項を削る。

第八条第一項中「県民生活政策課」を「県民生活文化課」に改め、「観光推進課」を削り、「経理課及び公営企業局総務課」を「エネルギー総合対策局及び経理課」に改める。

第十一条第一項中「県税事務所長」を「地域県民局長」に、「西地方支部」を「西北地方支部及び上北地方支部」に、「鱈ヶ沢県土整備事務所長」を「県税事務所長」に改める。

別表北地方支部の項を次のように改める。

西北地方支部	五所川原市	五所川原市 つがる市 西津軽郡	五所川原県税事務所長 西北地方健康福祉こどもセンター所長 西北地方農林水産事務所長 青森県農林総合研究センター病害虫防除室長 青森県水産総合研究センター所長 五所川原県土整備事務所長 西北教育事務所長
--------	-------	-----------------------	--

北津軽郡	鱈ヶ沢警察署長 つがる警察署長 五所川原警察署長 板柳警察署長
------	--

別表西地方支部の項を削り、同表中南地方支部の項中

「弘前県税事務所長

を「中南地域県民局長」に改め、「中南地方健康福祉こどもセンター所長」

を削り、「青森県公営企業局岩木川第一発電所長」を「岩木川第一発電所長」に改め、「大鰐警察署長」及び「浪岡警察署長」を削り、同表上北地方支部の項中

「東地方農林水産事務所長
三戸地方農林水産事務所長」を

「三八地域県民局地域農林水産部長
下北地域県民局地域農林水産部長」に改め、「下北地方農林水産事務所長」を削り、

東地方農林水産事務所長

「三沢警察署長
七戸警察署長」を「七戸警察署長
三沢警察署長」に改め、同表下北地方支部の項中

「むつ県税事務所長
下北地方健康福祉こどもセンター所長」を「下北地域県民局長」に改め、「むつ県

下北地方農林水産事務所長

「むつ警察署長
大間警察署長」を「大間警察署長
むつ警察署長」に改め、同表三戸地

「八戸県税事務所長

方支部の項中「三戸地方健康福祉こどもセンター所長」を「三八地域県民局長」に、

「八戸県土整備事務所長
青森県公営企業局八戸工業用水道管理事務所長」を「八戸工業用水道管理事務所長」

に改め、「五戸警察署長」を削り、「三戸警察署長」を「三戸警察署長
五戸警察署長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「の部長」の下に、「エネルギー総合対策局長」を加え、同条第七号中「日本道路公団」を削る。

第六条第一項の表中「出納局一局分任出納員」を「出 納 局 一局分任出納員」に改める。

第三十九条第三項第一号中「保健所」の下に、「動物愛護センター」を加え、同項第二号中「三沢航空科学館」を「男女共同参画センター、子ども家庭支援センター」に、「あすなる学園、さわらび園、はまなす学園」を「あすなる医療療育センター、はまなす医療療育センター、さわらび医療療育センター」に改め、「総合運動公園」及び「県営スケート場、武道館」を削り、同項第十号中「自治研修所」を「総務部人事課が管理する研修施設」に改め、同項第十一号中「健康福祉こどもセンター」を「動物愛護センター」に改める。

第六十九条第二項中「収入更正通知票（第四十七号様式）」を「収入更正票」に改める。

第七十八条第三項中「不納欠損処分通知票（第五十六号様式）」を「不納欠損処分票」に改める。

第七十九条第二項中「不納欠損処分取消通知票（第五十六号様式）」を「不納欠損処分取消票」に改める。

第三十条第七号中「その旨」を、「その旨」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第三百二十九条の二第一項に規定する電子入札を行うときは、その旨
第三百三十二条第一項中「見積る」を「見積もる」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「（公園を含む。）」を削る。

第三百二十九条の次に次の一条を加える。
（電子入札）

第三百二十九条の二 契約担当者等が電子入札（電子情報処理組織（契約担当者等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）を行うこととした場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、入札者は、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定する日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により入札をする者は、知事の定めるところにより、入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（電子署名及び認証業務

総務省
経済産業省

に関する法律施行規則（平成十三年法務省 令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3 契約担当者等は、前二項の規定にかかわらず、政令第百六十七条の十第一項（第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）並びに第百六十七条の十の二第一項及び第二項（これらの規定を第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により、開札したときに落札者を決定しなかった場合において、その後落札者を決定したときは、速やかに、書面により、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及び落札金額を入札者に通知するものとする。

（電子入札）
第三百二十九条の二 契約担当者等が電子入札（電子情報処理組織（契約担当者等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）を行うこととした場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、入札者は、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定する日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めたときは、この限りでない。

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

(電子入札の開札)

第四百四十一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、契約担当者等は、電子入札においては、電子入札に係る電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して開札し、入札者の順位及び落札者を決定するものとする。この場合において、第三百三十九条の二第一項ただし書の規定により入札書による入札がされたときは、これを開封し、当該入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、契約担当者等の使用に係る電子計算機にこれらについての事項を入力した後に開札するものとする。

2 契約担当者等は、前条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により落札者を決定したときは、電子入札システムを使用して、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及び落札金額を入札者に通知するものとする。ただし、第三百三十九条の二第一項ただし書の規定により入札書による入札をした者については、その場において口頭で通知するものとする。

3 電子入札の開札をする場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは、「電子入札システム又は書面」とする。
第四百五十条の六に次の一項を加える。

4 契約担当者等が電子入札を行うこととした場合において、特定調達契約につき一般競争入札に係る資格審査の申請を行った者により第一項の規定による審査の終了前に第三百三十九条の二第一項の規定による入札金額その他の入力する事項が契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、前項の規定にかかわらず、その者が開札の時ににおいて、政令第六十七條の六第一項に規定する入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件として、当該入力する事項が記録されたものとする。

第四百五十条の七中「第四条第七項」を「第四条第八項」に改める。
第四百五十条の十三に次の一項を加える。

5 契約担当者等が電子入札を行うこととした場合において、特定調達契約につき指名競争入札に係る資格審査の申請を行った者により第一項の規定による審査の終了前に第三百三十九条の二第一項の規定による入札金額その他の入力する事項が契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、前項の規定にかかわらず、その者が開札の時ににおいて、第三項の規定により指名されてい

ることを条件として、当該入力する事項が記録されたものとする。

第五百四十四条第三号中「年三・六パーセント」を「年三・四パーセント」に改める。
第五百五十九条第一項第二号中「(公団を含む。)」を削る。

第七十条第一項ただし書中「及び青森県営スケート場条例(昭和六十年三月青森県条例第一号)別表第三号の規定によるロッカーの使用料」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、青森県都市公園条例(昭和五十三年三月青森県条例第四号)別表第二第五号工から力まで及び青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号)別表の規定による使用料に係る領収証書の様式については、別に定めるものとする。
第八十一条第二項中「公所出納員及び公所分任出納員」を「出納員及び分任出納員」に改める。

別記第一の第二条に次の二項を加える。
2 前項の申出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行わなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めた場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による申出は、契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に契約担当者等に到達したものとみなす。
別記第一の第四条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「入札書」の下に「又は契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させた入札金額その他の事項」を加え、「引き換え」を「引換え」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 電子入札に参加する者(契約担当者等が入札書による入札を認めた者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による入札書による入札に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定した日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

別記第一の第四条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 前項の書類の提出は、電子入札においては電子入札システムを使用して行うことができる。

別記第二の第三十四条第十一項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項中年「卅36パーセント」を「卅34パーセント」に改める。

別表第一中 「青森県東京事務所 三八地域県民局」を 「弘前県税事務所 青森県自治研修所」を 下北地域県民局 に改め、
 「青森県東京事務所 八戸県税事務所」を 青森県東京事務所

所、「むつ県税事務所」、「青森県男女共同参画センター」、「白山山地ビジター

センター」及び 「中北地方健康福祉こどもセンター」を削り、「下北地方健康福祉こ

どもセンター

を「青森県立保健大学」に改め、「青森県子ども家庭支援セン

ター」を削り、「青森県立あすなる学園」を「青森県立あすなる医療療育センター

を「青森県立さわらび園」を「青森県立さわらび医療療育センター」

に改め、「中北地方農林水産事務所」、「下北地方農林水産事務所」、「弘前県土整

備事務所、「むつ県土整備事務所」及び「青森県青年の家」を削り、

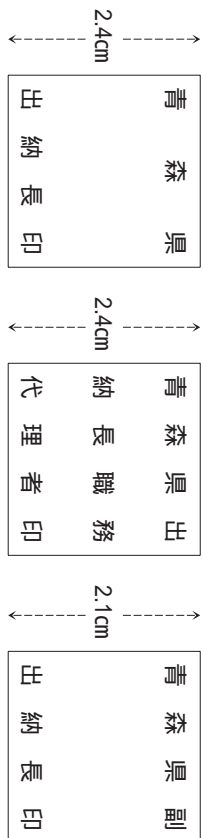
「青森県蟹田警察署」「青森県浪岡警察署」「青森県青森南警察署」「青森県黒石警察署」「青森県大間警察署」「青森県弘前警察署」「青森県板柳警察署」「青森県五所川原警察署」「青森県金木警察署」「青森県つがる警察署」「青森県鮎ヶ沢警察署」「青森県つがる警察署」「青森県野辺地警察署」「青森県十和田警察署」「青森県三沢警察署」

青森県五戸警察署 青森県三戸警察署
 青森県八戸警察署 青森県五戸警察署
 青森県三戸警察署 青森県十和田警察署
 青森県むつ警察署 青森県七戸警察署
 青森県大間警察署 青森県三沢警察署
 青森県七戸警察署

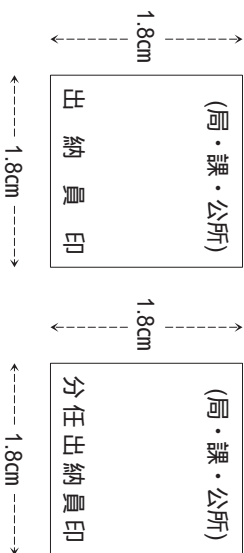
別表第二中「監獄七戸」を「監獄七戸」に改める。
 第一号様式の1を次のように改める。

1 一級職印

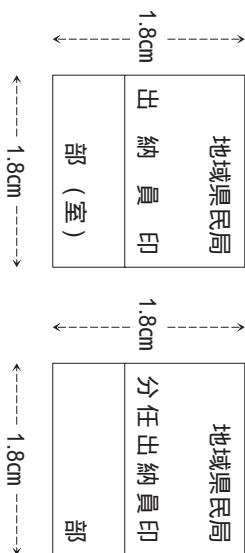
(1) 田納長、田納長職務代理者及び副田納長



(2) 岡、課及び公所(地域県民局を除く。)の出納員及び分任出納員



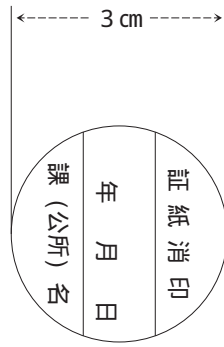
(3) 地域県民局の出納員及び分任出納員



第一号様式の注に次のように加える。

3 公所の下部機関等の庄持風の職印には、地域県民局に準じて下部機関等の名称を付すこと。

第三十号様式の(その1)を次のように改める。(その1)



注 地域県民局の地域連携室及び部にあつては公所名の後に当該室又は部の名称を、公所の下部機関にあつては公所名の後に当該下部機関の名称を付すこと。

第四十七号様式を次のように改める。

第47号様式 別添

第五十六号様式を次のように改める。

第56号様式 別添

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県財務規則第五十四条第三号並びに別記第二の第三十四条第十項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項の規定は、平成十八年四月一日以後に締結する契約(同日前に青森県財務規則第五十六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

訓

令

青森県訓令甲第三十三号

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令

青森県庁議運営規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び公営企業局長」を、「エネルギー総合対策局長及び地域県民局長」に改め、同条第四項の表中

エネルギー総合対策局長	エネルギー総合対策局次長
地域県民局長	地域連携室長

に改める。

第三条中「、新幹線効果活用企画監」を削る。

第九条中「公営企業局長」を「エネルギー総合対策局長、地域県民局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

の一部を次のように改正する。

第二條第二項の表企画政策部の部中

原子力施設安全検証班	原子力施設安全検証室長
------------	-------------

を

原子力施設安全検証班	原子力施設安全検証室長
並行在来線対策班	並行在来線対策室長
人づくり戦略班	人づくり戦略チームリーダー

に改め、同表環

境生活部の部中

県民生活政策班
県民生活政策課長

を

県民生活文化班
県民生活文化課長

に改め、

同表商工労働部の部中

むつ小川原振興班
むつ小川原振興課長

を

資源エネルギー班
資源エネルギー課長

を

労政・能力開発班
労政・能力開発課長

に改め、同表文化観光部の

海外産業経済交流推進
海外産業経済交流推進チ
ームリーダー

を

部を削り、同表農林水産部の部中

次に次のように加える。

エネルギー総合対策部	エネルギー総合対策班	エネルギー総合対策局長
------------	------------	-------------

第二條第二項の表公営企業部の部を削り、同条第三項を次のように改める。

3 班（公営企業班を除く。）はそれぞれ前項の表の下欄に掲げる職にある者の置かれた局、課、室及びチームに所属する職員（エネルギー総合対策局長を除く。）をもつて編成し、公営企業班は青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部に所属する職員（部長及び事業所の職員を除く。）をもつて編成する。

第三條新幹線・交通政策班の項第一号中「関すること」の下に、「（並行在来線対策班で実施するものを除く。）」を加え、同条原子力施設安全検証班の項の次に次のように加える。

一 並行在来線に関すること。

水産振興班	水産振興課長
漁港漁場整備班	漁港漁場整備課長
あおもりの「冬の農業」推進班	あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー

を

あおもりの「冬の農業」推進班	あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー
水産振興班	水産振興課長
漁港漁場整備班	漁港漁場整備課長

に改め、同表県土整備部の

高規格道路・津軽ダム対策班	高規格道路・津軽ダム対策課長
公営企業班	公営企業課長

を

高規格道路・津軽ダム対策班	高規格道路・津軽ダム対策課長
公営企業班	公営企業課長

に改め、同部の

人づくり戦略班

一 他の班の実施事項の応援に關すること。

第三条県民生活政策班の項中「県民生活政策班」を「県民生活文化班」に改め、同項の次に次のように加える。

国際班

一 他の班の実施事項の応援に關すること。

第三条工業振興班の項第一号中「他の班の実施事項の応援」を「ガス供給」に改め、同項に次の一号を加える。

二 電力供給に關すること。

第三条むつ小川原振興班の項、資源エネルギー班の項及びITER誘致推進班の項を削る。

第三条観光推進班の項中「観光推進班」を「観光企画班」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条文化振興班の項中「文化振興班」を「新幹線交流推進班」に改め、同条国際班の項を削り、同条農村整備班の項の次に次のように加える。

あおもりの「冬の農業」推進班

一 他の班の実施事項の応援に關すること。

第三条あおもりの「冬の農業」推進班の項を削り、同条高規格道路・津軽ダム対策班の項の次に次のように加える。

公営企業班

一 他の班の実施事項の応援に關すること。

エネルギー総合対策班

一 エネルギー総合対策部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に關すること。

第三条公営企業班の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十五号

庁 中 一 般

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

津軽・下北地域開発推進連絡会議規程（昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「文化観光部次長」を削り、「公営企業局次長」を「エネルギー総合対策局次長、公営企業課長」に改める。

別表第二中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長、国際課長」に、「むつ小川原振興課長、資源エネルギー課長、観光推進課長、国際課長」を「観光企画課長」に、「公営企業局総務課長」を「エネルギー総合対策局のグループリーダーのうちエネルギー総合対策局長が指名するもの、県土整備部に置かれる職のうち公営企業課長が指名するもの」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十六号

庁 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長」に改め、「観光推進課長」を削り、「公営企業局総務課長」を「公営企業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

青森県企業誘致対策連絡会議設置規程（昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表一中「県土整備部長」の下に、「エネルギー総合対策局長」を加え、「あらかじめ議長が指名する企画政策部次長」を「企画政策部次長」に、「公営企業局長」を「エネルギー総合対策部次長」に改める。

別表二中「公営企業局次長」を「公営企業課長 あらかじめエネルギー総合対策局長が指名するエネルギー総合対策部のグループリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号）の一

部を次のように改正する。

第三条第二項中「文化観光部長」を「商工労働部長」に改める。

第七条中「観光推進課」を「観光企画課」に改める。

別表第一中「文化観光部次長」を「観光局長、観光企画課担当の商工労働部次長」に、「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長、国際課長」に改め、「むつ小川

原振興課長、資源エネルギー課長」を削り、「観光推進課長、文化振興課長、国際課長」を「観光企画課長、新幹線交流推進課長」に、「公営企業局総務課長」を「エネルギー総合対策部のグループリーダーのうちエネルギー総合対策局長が指名するもの」に改める。

別表第二中「企画政策課長」を「政策教養課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十九号

庁 中 一 般

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令

青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「文化観光部長」を削り、「公営企業局長」を「エネルギー総合対策局長」に改める。

別表第二中「県民生活政策課長」を「県民生活文化課長」に、「むつ小川原振興課長、資源エネルギー課長」を「観光企画課長」に改め、「（文化観光部）観光推進課長」を削り、

「高規格道路・津軽ダム対策課長」の下に、「公営企業課長」を加え、

「（公営企業局）」を「（エネルギー総合対策局）」

総務課長 エネルギー総合対策局長が指名したグループリーダー」に

改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百七十七号

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「機関の長」の下に「及びエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」を加え、同項第二号中「出先機関の長」を「出先機関（地域県民局にあつては、地域連携室及び部。以下同じ。）の長」に改め、同項第三号中「県公営企業局」を「県土整備部（青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第四条に規定する県土整備部をいう。以下同じ。）」に改める。

第九条第一号中「本庁」を「エネルギー総合対策局、本庁」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 県土整備部

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

議 会

青森県議会訓令第一号

議 会 事 務 局 職 員 一 般

青森県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県議会議長 成 田 一 憲

青森県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会議務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会議訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五項中「、総括主査」を削る。

第五条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭